

検討の進め方

1. 現状

- ◆ 動物取扱業の業種やその業態、取り扱う生物種も非常に多様であることから、汎用性の高い定性的な基準として現行の基準を策定。（一部基準については業種ごとに定めているものもあるが、飼養施設や動物の飼養・保管方法に関する基準については、業種・業態・生物種を問わず、共通するものが多い。）
- ◆ 動物取扱業者は、これらの基準に合致するよう、自らの判断により、自らの行う事業の態様・生物種に応じた具体的な取扱方法を決定・実施。
- ◆ 動物取扱業者を指導監督する都道府県等の職員（獣医師等）は、各動物取扱業者の事業所等において動物や施設の状況等を確認し、基準に合致しているかどうかを個別に判断し、問題がある場合には、動物取扱業者に対して必要に応じ、行政指導、勧告・命令等を実施。

2. 検討の視点

- ◆ 動物取扱業者における動物の適正な飼養管理を確保するため、動物取扱業者や自治体職員が理解しやすいよう、①業種、業態、生物種の多様性に応じ、現行基準の細分化、明確化を行うこと、②基準の内容を分かりやすく示した資料（図解等を盛り込んだガイドライン等）が必要との指摘がある。
- ◆ また、平成 23 年の「動物愛護管理のあり方報告書」においては、たとえば、数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべき、と指摘されている。
- ◆ 現行基準の細分化・明確化については、以下の視点到留意する必要がある。
 - ・ 犬のブリーダーや猫カフェから大規模な動物園に至るまで、業種、業態、取り扱う生物種の大きく異なる業に同じ基準を適用することが妥当かどうか。
 - ・ 数値基準については、設定することが適正飼養の確保につながるのかどうか。（動物の健康安全の確保の観点から考えたとき、施設等について数値基準等の適否判断を優先した結果として、動物の健康状態についての評価がおろそかになるおそれがないか。また、数値基準は最低限遵守すべき基準に留めざるを得ないことが動物の飼養環境に及ぼす影響が懸念されないか。）
 - ・ 国が基準の細分化・明確化を行うことと、自治事務として監督・指導を行う自治体の裁量の範囲をどう考えるか。
 - ・ 基準の細分化・明確化を行う場合に、どのような水準とすべきか。その基準の水準は、その必要性に照らして妥当なものであるかどうか。

3. 第1回検討会（平成30年3月5日）以降の主な動き

- ・3月26日 第47回「中央環境審議会動物愛護部会」で報告（参考資料1参照）
- ・10月22日 第50回「中央環境審議会動物愛護部会」でとりまとめた「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）」において、「Ⅲ. 動物取扱業に求められる役割と今後のあり方 1. 適正な飼養管理の基準のあり方」として整理（参考資料2参照）
- ・10～11月 国内外の情報収集調査（議事2：資料2参照）

4. 第1回検討会の意見・指摘を踏まえた基本的な方向性

本検討会は、アニマルベースメジャーの考え方も踏まえ、科学的知見に基づき、業種・業態・生物種に共通する適正飼養管理のあり方や現行の各種基準等の明確化に係るあり方を整理する目的で、専門的な見地から以下の方向で検討を進める。

- 動物の適正な飼養管理方法に係る国内外の情報や科学的知見をどの様に収集・評価し、検討を進めていくべきか。
 - ⇒ ・アニマルベースメジャーの考え方は動物種を問わずベースとなるものであり、定性的なものになるが、犬猫から爬虫類まで適用可能。
 - ・先進的とされる欧米の基準・知見について、その運用方法や実効性、合意形成過程等（科学的根拠があればその根拠資料）を含めて、情報収集を行う。
- 業種・業態・生物種が多様なことから、どの様に優先順位を付けて検討を行うか。
 - ⇒ ・飼養頭数が多い犬・猫を中心に優先的に検討を進める。
 - ・爬虫類は多種多様であり、獣医学的・疫学的知見に乏しいことから、犬・猫の議論とは分けて考えることを基本とする。
- 得られた検討結果は、基準の明確化、ガイドライン等の作成等にどう活用していくのか。
 - ⇒ ・現場を担う自治体の運用実態等を踏まえて実効性のある基準を検討する。

5. 本日の論点

- 基準等の明確化に向けた方向性・作業方針について（数値化・記述表現の具体化、図示等含む分かり易い解説、望ましい飼養管理のあり方を示すことなど、それぞれ明確化に適した内容・範囲の検討）
- アニマルベースメジャーの考え方をどの様に反映していくか。
- 資料収集・分析作業の方針について（海外の基準や自治体意見等、収集した情報・資料をどの様にとりまとめるのが良いか）